

令和2年2月27日

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

新型コロナウイルス感染に関する対応について

佐賀県近隣において、新型コロナウイルス感染者が確認されており、今後、鳥栖市内においての感染も予測されるところです。ご家庭におきましても別紙資料を参考に、十分に感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、現時点において発熱等の風邪の症状が発生した場合、新型コロナウイルスに感染しているかどうかの検査を受けることは、困難な状況となっております。そのため、下記のように対応していきたいと考えております。

また、臨時休校や令和元年度卒業式につきましては裏面のとおりに対応いたします。新たな情報により随時変更していく内容となりますが、ご理解とご協力の程お願いいたします。

記

【症状について】

○ 発熱（37.5 度以上）があり、風邪の症状が見られたときは医療機関にご相談ください。

- ① 医療機関により新型コロナウイルス感染の疑いがないと判断された場合
→ 通常の病気による欠席とします。
- ② 新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断された場合
→ 医療機関の許可が出るまで出席停止（欠席扱いになりません）とします。
- ③ 医療機関により新型コロナウイルス感染の疑いがないと判断されたが、
 - ・ 児童生徒等に風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上ある場合
 - ・ 児童生徒等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合→ 「帰国者・接触者相談センター」（鳥栖保健福祉事務所）に相談してください。

【臨時休校について】

- 基本的には佐賀県からの要請に基づいて決定されますが、鳥栖市の判断基準としては、次のとおりです。
 - ① 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。
 - ② 同居する家族に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。
 - ③ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。
 - ④ なかよし会支援員に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。

【卒業式について】

- 鳥栖市内において、感染者が確認されていない場合
 - ① 体育館にて時間短縮を図り実施します。
 - ② 感染拡大防止の観点から保護者のみの参加とし、他のご家族様の参加は厳に慎むようお願いいたします。
 - ③ 出席される方は、マスクを着用していただきますようお願いいたします。
 - ④ 体育館に入場される際は、入り口付近に設置しております消毒液で、手の消毒をお願いいたします。
- 保護者や家族、鳥栖市民に感染者が確認された場合
 - ① 各教室にて時間短縮を図り実施します。
 - ② 放送機器による卒業式を行います。
 - ③ 感染拡大防止の観点から保護者1名の参加とし、他のご家族様の参加は厳に慎むようお願いいたします。
 - ④ 出席される方は、マスクを着用していただきますようお願いいたします。
 - ⑤ 昇降口または、各教室付近に設置しております消毒液で、手の消毒をお願いいたします。
 - ⑥ 式に参加できないお子様につきましては、お子様の状況に合わせて、後日対応いたします。

【その他】

- ① 修了式や始業式、辞任式、赴任式につきましては、卒業式の対応に準じて行います。
- ② その他の行事につきましては、鳥栖市内において感染者が確認されるまでは衛生面に留意しつつ予定どおり実施いたします。感染者が確認された時点で中止といたします。
- ③ ご家庭においても、帰宅後の手洗い・うがいの徹底にご協力ください。特に、手洗いにつきましては、流水でていねいに洗い流すことをおすすめいたします。
- ④ 感染拡大防止の観点から不要・不急の外出につきましてもお控えいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。^{せき}発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（^{けんたいかん}倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは^{ひまつ}飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--